

令和3年度第2回（通算第2回）山梨県立博物館 資料・情報委員会 書面開催結果

1. 開催期間 令和3年2月8日（月）から2月28日（日）まで
2. 開催場所 書面により開催
3. 対応者 新津委員長 鈴木（麻）副委員長 新井委員 黒田委員 小島委員
鈴木（卓）委員 内藤委員 西村委員
4. 傍聴者等の数 書面による開催のためなし
5. 議題
(1) 購入案件

浮繪富士裾野牧狩之圖 歌川豊国筆

委員からの意見
初代歌川豊国筆の「浮繪富士裾野牧狩之圖は、県博の企画展に使う候補にあがっている貴重な資料であることから言っても、当館購入資料として承認いたします。
富士関係資料として購入することが妥当である。評価額も適正である。
異議なし。
山梨県博が所蔵するにふさわしい資料として購入に賛成いたします。
保存状態は最良とは言い難いが、同一作品が今後入手できるという可能性は高くない。金額も妥当であると考えます。
購入に同意致します。なおこれまでの牧狩図とともに展示したり、画法の違いの解説等を含め、活用を期待いたします。
展示に利用できて良い資料だと思います。ちなみに裾野の巻狩なので、甲斐との関係はどうなのかな、という点は思いますが、収蔵方針として富士山モノは収集するというのでしょうか。

水晶採掘人夫出勤簿

委員からの意見
水晶採掘の現場で働いた人夫の出勤簿そのものが、残っていること自体珍しい。この資料によって採掘の時期や坑道にどのくらいの人員が入り込んでいたのかを知ることができる。かつて国立歴史民俗博物館で岡谷の製糸工場での「帰国工女性名簿」を入手したことがあるが、この資料によって、工女がどのような理由で、工場から家に帰って行ったかを知ることができ、製糸会社で働く工女の労働状況を把握するのに恰好な資料となったが、この出勤簿も水晶採掘人夫の労働の実態を推測する手掛かりともなる貴重な資料であるので、購入資料として承認いたします。
水晶発掘状況を示す資料として購入することが妥当である。評価額も適正であ

る。
正確な周波数を作るための水晶は重要な軍事物資であり、貴重な資料と存じます。購入に賛成いたします。
購入に賛成です。
産業史の史料として、収集に相応しいと考える。
貴重な資料として購入に同意致します。水晶関係の資料については、今後も積極的に求められる事を望みます。なお、昇仙峡奥地では、採鉱ヶ所がいくつか知られており、この調査にも関心を寄せられてください。
山梨ならではの資料であり、水晶関係の資料の収蔵が少ないようなので、ぜひとも購入いただければと思います。山梨の産業・労働を考える上で貴重だと思います。

(2) 寄贈案件

甲府道祖神祭幕絵 太閤記 佐久間盛政羽柴秀吉を狙ふ 模写屏風 西井正氣筆

委員からの意見
甲府道祖神祭礼幕絵は、3点現存しているが、そのうちの2点は初代広重と二代広重の作品で、すでに当館所蔵となっている。もう1点が、月岡芳年の「太閤記 佐久間盛政羽柴秀吉を狙う」であり、これも当館蔵である。寄贈を受ける幕絵は、この月岡芳年筆の幕絵を、日本画家の西井正氣が、昭和51年(1976)に借り出し、不眠不休で現状模写を行ったものという。芳年コレクターで知られる西井氏の忠実な模写は、どのような意図で行われたのかを考える上でも、欠かすことができない資料といえる。今後、当館の展示などでも使える歴史資料でもあるので、寄贈資料として承認いたします。
模写屏風であるが、制作過程等が明らかであり、原資料の補助資料としての活用も可能なことから、受贈することが妥当である。
レベルの高い模写ということで、評価の高いものと存じます。受入に賛成いたします。
寄贈を受けることに賛成です。
原本の展示日数は限られる為、展示用に必要不可欠な模写作品である。
寄贈に同意致します。展示に工夫してください。
展示などでさまざまな利用が期待できると思います。

N氏収集資料

委員からの意見
県内の個人が、県内の家で土蔵など壊す時に交渉して、長年にわたって収集した資料群という。特定の旧家に保存され伝わってきたものではなく、収集して

きた資料であるので、バラエティに富んでいる。旧家の見取図、大田蜀山人の軸、山岡鉄舟の書、近代の画家の作品、さらに文書類には道中記、日記類なども含まれており、今後内容分析していくと、近世から近代にかけての県内で生きた人々の、さまざまな実態が浮かび上がってくる可能性がある。収集家の努力がなければ、資料として県内に残らなかったことも考えられ、当館への寄贈資料としてふさわしいと判断いたします。
資料群形成の経緯は明確であり、県内旧家関係資料として受贈することが妥当である。
整理が大変そうですが、そこは学芸員のがんばりに期待いたします。受入に賛成いたします。
F市素封家の伝来品で、できれば一括での収集が望ましい。
寄贈に同意致します。85点と多いことから、資料整理や目録づくりをしっかりと行って下さい。本来の所蔵家ができるだけわかると良いですね。
もともとの所蔵者が不明なのが残念だが、地元の資料であり、収蔵に適していると思われる。N氏などから、聞き取りによるもともとの所蔵者情報を得ることが可能か、気になるところです。

S村T家文書

委員からの意見
近世には名主、近代に入ってからには副戸長職をつとめた名望家の家につたわる資料群で、検地帳、水帳、宗門改帳、宗旨人別書上帳、村の全図、地籍図、絵図など、数は多くはないが、村の基本的資料がそろっている。とりわけ近世の山を巡る争いを明らかにする「山論裁許絵図」(写し)や、幕末維新时期で新選組が関わった甲陽鎮撫隊の動向などを知ることができる貴重な資料などが含まれており、今後研究を深めれば、展示等にも十分活用できる資料と判断した。当館への寄贈資料としてふさわしいと判断いたします。
地域史研究史料として受贈することが妥当である。
希少価値の高い資料と拝察いたしました。受入に賛成いたします。
K市伝来の地方文書群。織豊時代末期から幕末史・資料を多く含み、研究及び普及事業に有益なものと判断される。
寄贈していただくことに同意します。時代の継続性は少ないようですが、明治まで含まれており、貴重な資料と思います。
慶長検地帳が発見されたことはたいへんすばらしいと思います。その他S村の地方文書として重要ですので、ぜひ寄贈を進めて下さい。

I氏収集文書

委員からの意見
信頼できる中世史研究者の収集資料ということも含めて、県博で寄贈をうけ、今後の研究や展示等で活用する資料として、寄贈を受けることを承認します。
武田氏関係史料として受贈することが妥当である。
受入に賛成いたします。
歴史家収集の文書。写しだが、甲州史に関係するものであり、収集すべきである。
寄贈に同意いたします。
貴重ですので、ぜひ寄贈を進めて下さい。

(3) 寄託案件

紙本墨書獬狗経（山梨県指定文化財）

委員からの意見
県指定文化財という点からも、安全に保管することの必要性があり、その意味でも県博が寄託を受け入れるべきことと判断します。
山梨県指定文化財の寄託申請案件であり、当該文化財の保管や公開という観点からも受託すべきである。
県指定文化財の寄託ということで異論ございません。
寄託を受けることに賛成です。
平安末の一切経書写本（可能であれば、修理したい）
寄託に同意致します。県指定文化財でもあり、適切な保管が望まれます。
県指定品なので寄託して管理するのは妥当だと思います。

八王子神祈願図絵馬（山梨県指定文化財）

委員からの意見
このような絵馬は屋外に懸けられることが多いため、残存の例が少ないということと、描かれた内容も読み取れ、保存状態も良好ということ踏まえると、当館が寄託を受け入れるべきと判断します。
慶長四年奉納の山梨県指定文化財の寄託案件であり、当該文化財の保管や公開という観点からも受託すべきである。
県指定文化財の寄託ということで異論ございません。
寄託を受けることに賛成です。
展示歴ある神社絵馬。赤外線画像と併せて展示効果あり。
寄託に同意致します。以前実見しましたが、本体の材質もしっかりしており、手斧痕も残り、時代性も伺われる。色彩はうすれかかるとともに、虫害痕もあ

った記憶がある。寄託を受けて、適切に保存・保管される事を望みます。

県指定品なので寄託して管理するのは妥当だと思います。